

2014 年最低賃金の改定について

各都道府県にて 2014 年度の最低賃金の改定額が決定されました。

全国平均については厚労省から発表を待っておりますが、関東圏では 14 円～21 円の大幅改定（下表参照）となります。

最低賃金の大幅引き上げは特に 2005 年頃から顕著（下図参照。2014 年度の全国加重平均値は中央最低賃金審議会の答申）であり、その目的はこの生活保護受給額との逆転現象の解消でありました。

昨年度に引き続き政府の賃金上昇方針を反映したと考えられる、大幅改定となりました。

今回の改正に伴い、全国 47 都府県で生活保護受給額との逆転現象が解消されております。

弊社といたしましては最低賃金の引き上げは人事施策に大きく影響を及ぼすものと捉えており、関係の方々にはいち早く情報提供をさせていただきたいと存じますので、引き続きご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

【表：関東圏の 2014 年最低賃金】

（単位：円）

地方自治体名	改定前最低賃金	改定後最低賃金	引き上げ額
茨木	713	729	16
栃木	718	733	15
群馬	707	721	14
埼玉	785	802	17
千葉	777	798	21
東京	869	888	19
神奈川	868	887	19
山梨	706	721	15

【図：関東圏及び全国加重平均の最低賃金推移】

